

議 事 録 抄 本

令和 6 年 5 月

福崎町農業委員会

令和6年5月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 5月21日(火) 15:00～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田 伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、吉田課長、豊國、和田

【欠席者】 なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
10番 尾崎 肇	14番 後藤 芳樹

【署名人】

8番 植岡 洋子	10番 尾崎 肇
----------	----------

<案件>

議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1件

議案第8号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可) 1件

議案第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(改正附則第5条第1項による経過措置) (利用権の設定) 23件

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について 2件

報告第1号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

5件

報告第2号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

1件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会5月定例会を開催します。

本日欠席者の連絡はございませんが、柳田委員、岡推進委員が遅刻されています。農業委員定数12人中11人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

8番 植岡 洋子

10番 尾崎 肇

委員をお願いします。議案第7号から議案第10号に至る4議案、報告事項2件について審議願います。

それでは、はじめに議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 4番:資料1ページをご覧ください。申請地は、福崎南ランプの南西約470mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。譲渡人の[]は、遠方にお住まいで農地の管理に困っていたところ、自宅の横の農地ということもあり譲受人の[]が購入しようと今回の申請が出てきています。取得後は水稻をする予定です。

周辺農地を集約した農家はおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第7号 1件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願

ます。

(尾崎委員) 4番：現地では、写真のとおり、膝丈ほどの草が生えている状態を確認しました。

現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第7号 1件について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 草が生えているということと、3条によって農地として使用するということで、所有権を移転するのはいいのですが、もう少し詳細な状況というのは見えないんですか。

(事務局) 詳細な状況というのは、例えばどのようなものですか。

(山口委員) 草刈りをし耕起するなど維持管理をしていて、増反するのであれば分かる。しかし、現地調査に行くことが分かっているのに草刈り等をせず、8月に放棄田対策をしないといけない現状にも関わらず、そのような田を増反として許可するのはおかしくないですか。所有権の移転だけならば自由だが、宅地横の田を増反するというならば、少なくとも田んぼの形であるべきでないんですか。

(事務局) 所有権を移転して確実に管理していただかないといけないため、事務局としても指導など徹底して行いたいと考えております。

(松岡推進委員) 同じ村で[]のことを知っているのですが、所有の農地はきっちり管理されているので、これから今回の農地もきっちり管理されると思います。

(事務局) 申請地横の宅地については[]の自宅となりますので、自宅横の農地を購入するに当たって管理しないことはないというのもあり、問題ないと判断し書類の受付をしております。草も全く刈っていないという様子ではなく、一度春先には刈ってあるのかなという話に現地でもなっていました。3月頃に一度草刈りをし、そこから伸びたような様子となっております。

(議長) 今、地元の松岡推進委員からも[]が所有する農地の現状の説明があり、家に隣接する申請の土地を購入しても所有している農地と同じように管理をする人ですよという話がありました。

また、事務局長の方からは様子を見ながら指導すべき点があれば、指導をしていきたいという発言もありました。

この件について、他に質問等ございませんか。

<15:08 柳田委員 入室>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第7号 1件について、討論はありませんか。

<なし>

<15:11 岡推進委員 入室>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第7号 1件について、賛成の方は挙手願います。

<挙手多数> [賛成10:反対1]

(議 長) 賛成多数でございますので、議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1件について、原案の内容で許可することといたしますが、山口委員が反対の理由は、質疑の時に発言されたことが主たる理由ですか。

(山口委員) 写真が真っ青で、尾崎委員が膝まで草が生えていますという現状の説明されました。これでは管理する意思が見受けられないということです。

(議 長) 次に、議案第8号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第8号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 1番:資料2・3ページをご覧ください。申請地は、福崎南ランプの南約410mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。
この申請は、自ら所有している農地を露天駐車場に転用するものです。隣接の土地と一体的に露天駐車場として使用しており、転用の手続きがされていなかったため、今回、始末書を添付した上での申請となっております。地元代表の区長や水利管理者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第4条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第8号 1件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(尾崎委員) 1 番：現地では、既に砂利が敷かれており駐車場として使用されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 8 号 1 件について、質疑はありませんか。
埴岡委員どうぞ。

(埴岡推進委員) 今回の申請は、先に駐車場となっているところの許可を改めて取っているということですか。

(事務局) 現況は砂利が敷かれてあり、申請をされる前に露天駐車場になってしまっているということです。

(議 長) 他に質疑はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 8 号 1 件について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 8 号 1 件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認 1 件について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 9 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

議案第 9 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について（改正附則第 5 条第 1 項による経過措置） （利用権の設定）

(事務局) 本来なら一件ずつ説明すべきですが、本件につきましては事前に議案書として各委員様へ送付しているため、朗読については割愛させていただきます。
議案 8 ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田 38,442 m²、23 件です。

以上です。

(議 長) 議案第9号について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 山口委員 退席 >

(議 長) 議案第9号 23件について質疑はありませんか。

< なし >

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第9号 23件について、討論はありませんか。

< なし >

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第9号 23件について、賛成の方は挙手願います。

< 全員挙手 > [賛成 10 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第5条第1項による経過措置）23件について、原案の内容で決定することといたします。

< 山口委員 着席 >

(議 長) 次に、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、事務局から説明をお願いします。

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(事務局) 9・10ページをご覧ください。この議案は農地中間管理機構から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権の移転をするものです。

この案件につきましては、昨年11月の総会において審議、決定をしていただいたものです。山崎地区のほ場整備事業採択に向け、農地中間管理機構へ預け入れをした農地です。元々、 を受け手として権利を設定していましたが、現場を確認したところ土地が荒れており耕作するには厳しい状況だったということでした。そこで、専用の機械を所有している に耕作権を変更する計画です。

以上です。

(議 長) 議案第 10 号 2 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 10 号 2 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 10 号 2 件について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 11 : 反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見 2 件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第 1 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

11 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 2 件、耕作面積証明を 3 件、計 5 件を発行したことを報告します。

報告第 2 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について

12 ページをお開きください。農事組合法人 神谷宮農組合から令和 6 年 3 月 1 日付けで、事業状況等の報告書が提出され、それにより、農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

説明は以上となります。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

< 15 : 26 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・6月21日（金）15時00分から

署 名 人	植岡 洋子
署 名 人	尾崎 肇